○法務省告示第四百八十六号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年六月二十四日法務省告示第三百三十四号の一部を次のように改正する。

平成二十九年十月二十七日

法務大臣　上川　陽子

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
二　実習実施機関の名称、所在地及び実習内容 ［イ・ロ　略］ ハ　イ又はロ以外の実習実施機関 ［略］ 名称：有限会社甲陽 所在地：大阪府大阪市城東区東中浜七丁目七番八号 実習内容：紙器・段ボール箱製造 名称：株式会社タツオカ 所在地：山口県岩国市旭町二丁目十二番五十五号 実習内容：とび	二　実習実施機関の名称、所在地及び実習内容 ［イ・ロ　同上］ ハ　イ又はロ以外の実習実施機関 ［同上］ 名称：［項を加える。］ 所在地：［項を加える。］ 実習内容：［項を加える。］
備考　表中の「［　］」の記載は注記である。	

○法務省告示第四百八十七号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年六月二十四日法務省告示第三百三十四号の一部を次のように改正する。

平成二十九年十月二十七日

法務大臣　上川　陽子

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
二　実習実施機関の名称、所在地及び実習内容 ［イ・ロ　略］ ハ　イ又はロ以外の実習実施機関 ［略］ 名称：株式会社山本工業 所在地：静岡県榛原郡吉田町神戸二千九百三十六番地の三 実習内容：型枠施工	二　実習実施機関の名称、所在地及び実習内容 ［イ・ロ　同上］ ハ　イ又はロ以外の実習実施機関 ［同上］ 名称：［項を加える。］ 所在地：［項を加える。］ 実習内容：［項を加える。］
備考　表中の「［　］」の記載は注記である。	

○法務省告示第四百八十八号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年六月二十四日法務省告示第三百三十四号の一部を次のように改正する。

平成二十九年十月二十七日

法務大臣　上川　陽子